

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	150,000 千円 -----	2020.9.25 リニアール ビル (ガ ボン) で (同日)	日本側 野口修二在サント メ・プリンシペ大使 (ガ ボンにて兼轄) サントメ・プリンシペ側 エリザ・ベレイイラ・ア フ オンソ・デ・パロス在ガ ボン大使	2020.11.24 458号
サントメ・プリンシペ	食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000 千円 -----	2020.12.11 リニアール ビル (ガ ボン) で (同日)	日本側 野口修二在サント メ・プリンシペ大使 (ガ ボンにて兼轄) サントメ・プリンシペ側 エリザ・ベレイイラ・ア フ オンソ・デ・パロス在ガ ボン大使	2021.1.5 3号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。